



産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮崎市大字瓜生野2390番地
氏 名 有限会社井上産業
代表取締役 杉田 拓仁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎市長 清 山 知 憲



許可の年月日 令和6年12月25日
許可の有効期限 令和10年8月10日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処理業（焼却、破碎）
最終処分業（安定型埋立）

産業廃棄物の種類

- (1) 中間処理業に係るもの（焼却）
木くず、紙くず 以上2種類でこれらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。
- (2) 中間処理業に係るもの（破碎）
がれき類（再生利用可能なコンクリートがら及びアスファルト・コンクリートがらに限る。）、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上4種類でこれらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。
- (3) 最終処分業に係るもの
がれき類、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、ゴムくず 以上5種類でこれらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3 許可の条件

中間処理場以外の場所において移動式の破碎施設（がれき類、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）を使用する場合は、その処理する産業廃棄物は建設工事に伴い発生したものに限り、当該建設工事現場内で処理すること。

4 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2 事業の用に供するすべての施設

①中間処理業(焼却、破碎)

施設の種類	木くず、紙くずの焼却施設	木くず、繊維くずの破碎施設 (固定・移動式)	がれき類、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器く ずの破碎施設 (固定・移動式)
設置場所	宮崎市大字瓜生野字ソヤ ノ木原5179番1	宮崎市大字瓜生野字ソヤノ木 原5179番5及び宮崎市内 の各建設工事現場	宮崎市大字瓜生野字ソヤノ木 原5179番5及び宮崎市内 の各建設工事現場
設置年月日	令和4年1月19日	平成14年6月6日	令和6年10月21日
処理能力	1.00t/日(8時間)	800m ³ /日(8時間)	1,400t/日(8時間)
許可年月日		平成14年6月4日	令和6年8月15日
許可番号		0201	産廃2403
処理方式	固定床式	ハンマーミル方式	ジョークラッシュ方式
構造及び 設備の概要	(株)中和スマイル製 A0型-07型	(株)小松製作所製 BR200T-1型	(株)中山鉄工所製 NE250J型

②最終処分業

施設の種類	安定型最終処分場
設置場所	宮崎市大字瓜生野字ソヤノ木原5164番外28筆
設置年月日	平成12年7月13日
処理能力	面積: 31,891m ² 、容積: 185,843m ³
許可年月日	平成12年5月17日
許可番号	0001
処理方式	サンドイッチ方式

4 許可の更新又は変更の状況

昭和61年	8月11日	新規許可
平成5年	8月11日	更新許可
平成7年	2月28日	変更許可: 破碎に係る品目「建設廃材」の追加
平成10年	8月11日	更新許可
平成11年	8月11日	変更許可: 焼却に係る品目「紙くず」の追加 最終処分に係る品目「ゴムくず」の追加
平成12年	7月13日	変更届: 埋立面積(6,023m ² から31,891m ² へ) 埋立容量(61,867m ³ から185,843m ³ へ)
平成14年	6月7日	変更許可: 破碎に係る品目「木くず、繊維くず」の追加
平成15年	2月17日	変更届: 焼却施設
平成15年	8月11日	更新許可
平成20年	6月25日	変更届: 処理前保管場所
平成20年	8月20日	変更届: がれき類の破碎施設
平成20年	11月10日	更新許可
平成21年	10月14日	変更届: 代表者(井上和保から井上康典へ)
平成25年	8月11日	更新許可
平成30年	9月20日	変更届: 処理前保管場所
平成30年	10月4日	更新許可
令和4年	1月21日	変更届: 焼却施設(株)アクナス製7m ³ 型から(株)中和スマイル製A0型-07型へ)
令和5年	9月19日	更新許可
令和6年	12月23日	変更届: 破碎施設(株)小松製作所製BR380JG-1EO型から(株)中山鉄工所製NE250J型へ)
令和6年	12月25日	変更許可: 破碎に係る品目「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の追加
令和7年	8月28日	変更届: 代表者(井上康典から杉田拓仁へ)



(第3面)

(別記)

1 保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	宮崎市大字瓜生野字ソヤノ木原5179番5			
事業の範囲	焼却	破碎	破碎	破碎
保管する産業廃棄物の種類	木くず		がれき類	ガラスくず・ コンクリート くず及び陶磁 器くず
面積	100㎡	300㎡	221㎡	65㎡
保管上限	26.6㎡	333.33㎡	267.5㎡	35.42㎡
高さ	0.8m	2.5m	3.25m	1.25m

所在地	宮崎市大字瓜生野字ソヤノ木原 5179番1	
事業の範囲	焼却	破碎
保管する産業廃棄物の種類	紙くず	繊維くず
面積	1.62㎡	1.53㎡
保管上限	1.45㎡	0.53㎡
高さ	容器保管	0.35m

